

■入居を希望される方へ

募集と申込み方法

市営住宅

豊中市営住宅とは、住宅に困っている低額所得者の方々のために、建設した賃貸住宅です。このため、他の民間賃貸住宅とは異なり、公営住宅法や豊中市営住宅条例などに基づき、入居者資格が定められており、いろいろな制限がありますので、募集の際に配布する申込案内書をよくお読みになったうえで、お申込みください。

■申込方法

申込案内書に添付の申込書を郵送で受付。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での申し込みにご協力ください。

詳しくは、期間中に市営住宅募集・管理センター（市役所第二庁舎5階）、庄内出張所（庄内幸町）、新千里出張所（新千里東町）、庄内公民館（三和町）、とよなか男女共同参画センターすてっぷ（エトレ豊中5階）で配布される申込案内書をご確認ください。

募集期間は、令和5年1月4日（水）～1月17日（火）までとなっております。

■申込時の注意事項

○次の場合は申込みを無効とします。受付後、当選しても失格となりますのでご注意ください。

1. 申込書その他の提出書類に虚偽・不正の記載があったとき。
2. 申込区分などの必要事項が記載されていないとき、又は不十分なとき。
3. 入居申込資格がないとき。
4. 重複申込みをしたとき。

例 ・1枚の申込書に2つ以上の申込区分を記載したとき。
・1世帯（婚約者との申込みの場合も1世帯とする。）で2通以上申込みをしたとき。
・申込者または同居しようとする者の氏名が申込書2通以上にわたって記載されているとき。

5. 所定の申込用紙以外の用紙で申込みしたとき。
6. 友人等の寄合世帯や現在の家族を不自然に分割・合併して申込みをしたとき。

例 ・夫婦どちらか一方のみによる申込み。

・今回入居しようとする者以外の人に扶養されている者が含まれている場合。

・祖父母と扶養関係にない孫との申込み。

・兄弟姉妹(両親死亡などの場合を除く)での申込み。

・おじ、おい、いとこ等との申込みなど

7. 未成年で未婚の方を申込者としたとき。

8. 申込者または同居しようとする者が暴力団員であることが判明したとき。

9. 申込書に記載した方全員が同時に入居できないとき。

・申込み後、申込者や同居者の変更があった場合及び、婚約者が変わったとき。ただし、出生や死亡の場合は再審査を行ないます。

・2人以上の世帯向住宅において申込者または同居者が単身となったとき。

10. 市の指定期日までに審査手続き、入居手続き、敷金・家賃の納付等ができなかったとき。

11. その他この案内書に記載してある募集要領に違反したとき。

市営住宅入居申込案内書

令和5年1月募集

■募集期間

令和5年(2023年)

1月4日(水) ～ 1月17日(火)まで

■抽選日・会場

令和5年2月1日(水)午前10時より

豊中市立生活情報センターくらしかん

3階 イベントホールにて開催

■目次

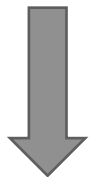
1	申込みから入居まで	… P.2
2	入居時の注意事項	… P.3
3	共通申込資格	… P.4
4	裁量世帯について	… P.9
5	申込みの無効・失格について	… P.10
6	抽選の優遇措置について	… P.11
7	申込書の書き方	… P.12
8	月収額の計算方法	… P.13
9	よくある質問と回答例	… P.19
10	募集住宅一覧表	… P.24
11	募集住宅間取りイメージ図	… P.51
12	申込書・月収額計算表の記入例	… P.57

豊中市営住宅募集・管理センター

- (1)市営住宅は、市民の財産であり、住宅に困っておられる低額所得者の方のための賃貸住宅です。
- (2)豊中市民や豊中市内に勤務している方が申込みできます。
- (3)入居者全員の収入を毎年報告する必要があります。
- (4)犬や猫など動物の飼育は禁止です。
- (5)急な転勤などやむを得ない場合を除き、
当選辞退はご遠慮ください。
- (6)その他いろいろな制限があります。申込みの際は、必ずこの案内書をお読みください！

1 申込みから入居まで

申込み受付...



- 令和5年1月17日(火)までに、案内書を同封している封筒に必要事項を記入した申込書を入れて、郵送してください。
- 申込期間内の消印有効。
- 申込書に付いている郵便ハガキに切手(2箇所)を貼ってください。

抽選番号の通知...



- ハガキで、抽選番号をお知らせします。
- 令和5年1月30日(月)までにお知らせがなかった場合は、市営住宅募集・管理センターにご連絡ください。

公開抽選会...



- 抽選日・会場
- 令和5年2月1日(水)午前10時(1時間程度)
豊中市立生活情報センターくらしかん
3階イベントホール【案内書裏表紙参照】
- 参加の有無は、当落に影響ありません。

抽選結果の通知...



- 令和5年2月8日(水)までに申込者全員に抽選結果通知のハガキを郵送します。
- 公開抽選会当日午後1時頃に、市営住宅募集・管理センター前に抽選結果を掲示します。また、当日中に同センターホームページにも抽選結果を掲載します。
- 電話での当落に関する問い合わせにはお答えできません。
- 当選住宅の事前内覧はできません。

入居資格審査...



- 当選された方について行います。日時・必要書類等は市営住宅募集・管理センターより案内します。

市営住宅使用 証書の提出



- 入居資格審査後に提出していただきます。
- 連帯保証人1名が必要となります。

入居説明会...

- 入居後の注意事項や使用方法について説明します。
- 説明会后、鍵をお渡しします。

2 入居時の注意事項

(1)家賃

- ・家賃は、毎年の収入に応じて変動します。
- ・収入は、毎年申告する必要があります。

(2)収入超過者・高額所得者の認定

- ・入居から3年経過し、一定の基準を超える収入がある方は、収入超過者または高額所得者と認定されます。
- ・収入超過者は近傍同種の住宅の家賃以下で市が定める家賃となります。
- ・高額所得者は近傍同種の住宅の家賃となり、住宅を返還していただきます。

(3)敷金

- ・入居当初家賃の3か月分です。

(4)共益費

- ・家賃とは別に共益費(共用部の維持管理費など)をお支払いしていただきます。(月額4,500円程度)

(5)連帯保証人

- ・入居時に連帯保証人が1名必要です。
- ・連帯保証人の極度額は、入居当初家賃の18か月分です。

(6)駐車場【有料】

- ・使用者資格や自動車規格に制限があります。また、空がない場合は、ご自身で住宅外の駐車場を確保してください。

(7)瞬間湯沸かし器の設置

- ・3か所給湯設備がない住宅については、瞬間湯沸かし器の設置は入居者負担となります。また、退去時は原状回復していただきます。
- ・3か所給湯設備がない住宅でも、浴槽と風呂釜は設置されていますので、お風呂は使用していただけます。

(8)自治会等

- ・各住宅の自治会等に参加していただき、自治会活動等に参加していただきます。

(9)動物の飼育禁止

- ・市営住宅は、犬や猫などの動物は飼育(一時預かりも含む。)できません。また、野鳥や野良猫の餌付けも禁止しています。

※ご不明点等ございましたら、募集・管理センターへお問合せください。

3-1 共通申込資格

次の①～⑥は、3-2から3-8までの共通申込資格です。

※ 基準日は、募集期間の末日です。

①現在、住宅の確保に困っていること

- ・申込者や同居予定者に持ち家がある方は、原則申込み不可。
ただし、持ち家の処分を予定されている方は、申込み可。その場合、入居資格審査時に所有権移転済登記簿謄本等の提出ができること。

②申込者本人が豊中市内在住または在勤(勤務予定者も可)であること

- ・在住とは、市内に住民登録があり、その住所で生活していること。
- ・在勤予定者の方は、入居資格審査時まで勤務できること。
- ・入居資格審査までに、住民票または在勤(在職)証明書等で証明できること。

③収入基準を満たしていること(世帯の月収額が下記の額以下であること)

一般世帯	裁量世帯【P.9を参照のこと】
158,000円以下 (一部住宅は、114,000円以下)	214,000円以下 (一部住宅は、139,000円以下)

④家賃を支払うことができること

- ・給与、年金(老齢・障害・福祉年金等)、その他所得や生活保護扶助費など収入があること。

⑤申込者本人や同居予定者が暴力団員でないこと

⑥過去に市営住宅、市営借上住宅に住んでいた方は、 不正な使用(無断退去・滞納など)をしたことがないこと

3-2 申込資格【2人・3人以上世帯向】

3-1の共通申込資格(P.4)の条件を満たし、次の条件に該当する方が申込みできます。

(1)同居または同居しようとする親族があること

(案内書等では、「同居予定者」といいます。)

- ・親族とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族。
- ・妊娠されている方の胎児は申込み人数には含みません。
- ・婚約者、内縁関係、パートナーシップ関係にある方も申込み可。
ただし、入居資格審査時まで以下の書類の提出が必要です。
(ア) 婚 約 者 ……入籍後の戸籍謄本、婚姻届受理証明書
(イ) 内 縁 関 係 ……住民票(夫(未届)妻(未届)の表記があるもの)
(ウ) パートナーシップ関係 ……大阪府パートナーシップ宣誓書受領書

3-3 申込資格【単身者向】

3-1の共通申込資格(P.4)の条件を満たし、次のいずれかに該当する方が申込みできます。

※ 基準日は、募集期間の末日です。

- (1) 60歳以上の方
- (2) 身体障害者手帳(1～4級)をお持ちの方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳(1～3級)をお持ちの方
- (4) 療育手帳をお持ちの方または同程度の障害を有すると判定された方
- (5) 戦傷病者手帳(特別～第6項症または第1款症)をお持ちの方
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
- (7) 生活保護を受けている方
- (8) 海外からの引揚者(引揚後5年以内)
- (9) 平成8年3月31日までに、厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方
- (10) DV 被害者(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する被害者で、婦人相談所長の証明または裁判所の保護命令決定通知書の写しを提出できる方)

3-4 申込資格【1人以上世帯向】

3-1の共通申込資格(P.4)の条件を満たし、次のいずれかに該当する方が申込みできます。

【1】 単身者世帯(1人)で申込む場合

※ 基準日は、募集期間の末日です。

- (1) 60歳以上の方
- (2) 身体障害者手帳(1～4級)をお持ちの方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳(1～3級)をお持ちの方
- (4) 療育手帳をお持ちの方または同程度の障害を有すると判定された方
- (5) 戦傷病者手帳(特別～第6項症または第1款症)をお持ちの方
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
- (7) 生活保護を受けている方
- (8) 海外からの引揚者(引揚後5年以内)
- (9) 平成8年3月31日までに、厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方
- (10) DV 被害者(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する被害者で、婦人相談所長の証明または裁判所の保護命令決定通知書の写しを提出できる方)

【2】 2人以上の世帯で申込む場合

3-2の共通申込資格(P.4)の条件を満たしていることが必要です。

3-5 申込資格【シルバーハウジング】

3-1の共通申込資格(P.4)の条件を満たした、60歳以上の方が申込みできます。

※ 基準日は、募集期間の末日です。

シルバーハウジングとは？

生活援助員による生活相談、安否確認や緊急時の対応等のサービスを受けることができる住宅です。豊中市長寿安心課と生活援助員派遣の契約を入居日までに結んでいただく必要があります。

○サービス内容

- ・安否確認 1日1回、必要に応じて入居者に声かけ等を行います。
- ・生活相談 生活全般にわたる相談を受け、必要に応じて関係機関との連携を図ります。
- ・緊急時対応 緊急時に、緊急通報装置のボタンを押すことにより、生活援助員(不在時は警備会社)が受信し、関係機関への連絡等対応します。

△注意事項

- ・費用について シルバーハウジング入居者は、生活援助員派遣費用として別途負担していただきます。(月額0～5,000円程度)
家賃とは別に、長寿安心課が徴収します。
- ・合鍵について 緊急時の対応を円滑に行うため、入居時に生活援助員室に合鍵を預けていただきます。
- ・家事・介護について シルバーハウジングは、介護付住宅ではありません。
生活援助員は、家事・介護などホームヘルプサービスは行いません。
- ・電話について 生活援助員不在時の対応は、電話を使用して行うため、電話の用意が必要です。(携帯電話でも結構です。)
電話料金は、入居者負担です。

3-6 申込資格【車いす常用障害者向】

3-1の共通申込資格(P.4)の条件と、以下の世帯ごとの条件

・単身者向は、3-3申込資格【単身者向】(P. 5)の条件

・2人以上世帯向は、3-2申込資格【2人・3人以上世帯向】(P. 4)の条件を満たし、次のいずれかに該当し、車いすを常用する方のいる世帯が申込みできます。

※ 基準日は、募集期間の末日です。

(1) 身体障害者手帳(1～4級)をお持ちの方

(2) 戦傷病者手帳(特別～第6項症または第1款症)をお持ちの方

⚠ 注意事項

・この住宅は、一般の住宅に比べて構造が異なります。

・住宅によっては、緊急時対応のため合鍵を預けていただく場合があります。

3-7 申込資格【子育て世帯向】

申込資格【2人・3人以上世帯向】(P. 4)のすべての条件を満たし、同居予定者に募集期間末日現在において小学校就学前の子どもがいる世帯が申込みできます。

3-8 申込資格【特別あき家】

3-1の共通申込資格(P.4)の条件と、以下の世帯ごとの条件

・単身者向は、3-3申込資格【単身者向】(P. 5)の条件

・1人以上世帯向は、3-3申込資格【1人以上世帯向】(P. 6)の条件

・2人以上世帯向は、3-2申込資格【2人・3人以上世帯向】(P. 4)の条件を満たしている世帯が申込みできます。

※特別あき家とは、前入居者のときに住戸内で孤独死などの人身事故が発生した住宅です。次の入居者が入居するまでに修繕を行い、使用については他の住宅と変わりません。十分にご理解の上、お申込みください。

なお、事故等(病死、自死、死亡事故等)の具体的な状況についてはお答えできません。また、いかなることもありましても、事故住宅であることを理由に他の住宅へのあっせんを受けることはできませんので、ご承知おきください。

4 裁量世帯について

次の(1)～(9)のいずれかに該当する方がいる世帯は、月収額が214,000円以下であれば申込みできます。(一部住宅は139,000円以下)

対象世帯	世帯要件
(1)身体障害者世帯	身体障害者手帳(1～4級)をお持ちの方がいる世帯。
(2)精神障害者世帯	精神障害者保健福祉手帳(1～2級)をお持ちの方がいる世帯。
(3)知的障害者世帯	療育手帳(A、B1)をお持ちの方、または同程度の障害を有すると子ども家庭センターもしくは大阪府障がい者自立相談支援センターの長により判定された方がいる世帯。
(4)戦傷病者世帯	戦傷病者手帳(特別～第6項症または第1款症)をお持ちの方がいる世帯。
(5)原子爆弾被爆者世帯	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯。
(6)海外からの引揚者世帯	海外からの引揚者(引揚げ後5年以内)がいる世帯。
(7)ハンセン病療養所入所者世帯	平成8年3月31日までに、厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯。
(8)60歳以上の世帯	申込者が60歳以上であって、かつ、同居予定者のいずれもが60歳以上または18歳未満の方だけの世帯。 ※年齢は募集期間末日現在での満年齢です。
(9)子育て世帯	募集期間末日現在において小学校就学前の子どもがいる世帯。

5 申込みの無効・失格について

次の場合は申込みを無効とし、当選後に発覚した場合は失格とします。

○申込資格がないとき。

○必要事項の記載が不十分・不明確なとき。

○1枚の申込書に2つ以上の申込区分を記載または、1世帯で2通以上申込みをしたとき。

○所定の申込書以外の用紙で申込みをしたとき。

○申込書や提出書類に虚偽・不正の記載があったとき。

○指定期日までに入居手続きや敷金・家賃の納付等ができなかったとき。

○申込者または同居予定者が暴力団員であることが判明したとき。

○家族を不自然に分割・合併して申込みしたとき。

【例】・夫婦どちらか一方のみによる申込み。

・申込者や同居予定者以外に扶養されている人がいる場合。

・祖父母と扶養関係にない孫との申込み。

・兄弟姉妹での申込み。(両親死亡などの場合を除く。)

○申込書に記載された申込者や同居予定者が同時に入居できないとき。

○その他、この案内書記載の内容に違反したとき。

6 抽選の優遇措置について

次の条件に該当する方は、抽選において当選する確率を2倍にします。
ただし、優遇措置を受け当選された方が、資格審査の結果、優遇措置対象でなかったことが判明した場合は、失格とします。

また、シルバーハウジング、車いす常用障害者向住宅、及び子育て世帯向住宅については、申込者全員が同一条件となるため、優遇措置の対象外となります。

※ 基準日は、募集期間の末日です。

- (1) 申込者が60歳以上であって、同居予定者が配偶者、60歳以上または18歳未満の者のみである世帯。
- (2) 申込者または同居予定者に、身体障害者手帳(1～4級)をお持ちの方がいる世帯。
- (3) 申込者または同居予定者に、精神障害者保健福祉手帳(1～2級)をお持ちの方がいる世帯。
- (4) 申込者または同居予定者に、療育手帳(A、B1)をお持ちの方、または同程度の障害を有すると子ども家庭センターもしくは大阪府障がい者自立相談支援センターの長により判定された方がいる世帯。
- (5) 申込者または同居予定者に、戦傷病者手帳(特別～第6項症または第1款症)をお持ちの方がいる世帯。
- (6) 配偶者のない方で現に20歳未満の子どもを扶養しており、かつ、同居予定者がその子どものみである方。
- (7) 同居予定者に、小学校就学前の子どもがいる世帯。

7 申込書の書き方

P. 57の【記入例】を参照して申込書の①～⑥を記入してください。

えんぴつや消せるボールペンで記入はしないでください。

申込み後に変更はできませんので間違いのないように記入してください。

①申込区分・住宅名

- ・募集住宅一覧表より、申込資格を満たすご希望の区分をひとつだけ選び、申込用紙の「申込区分」「住宅名」に記入してください。
- ・申込区分内に募集住宅が複数ある場合は、申込者は住宅の階層等を指定することはできません。

②申込者

【勤務先名】

- ・日雇いの方は、「日雇い」と記入し、現在の勤務地と電話番号を記入してください。
- ・事業所得(自営業など)の方は、屋号と事業内容を具体的に記入してください。

【職業・勤務先または学年】

- ・求職中の方は、「求職中」と記入して下さい。無職または生活保護を受けている方は、○印をつけてください。

【所得の種別(年金の種類)】

- ・所得のある方は、「給与」「年金」「事業・その他」の該当するものに○印をつけてください。年金所得がある方は年金の種類を記入してください。例：国民年金・厚生年金など

【障害者手帳の等級(障害者手帳をお持ちの方のみ)】

- ・障害者手帳をお持ちの方は、該当する障害(身体、精神、療育)の横のかっこに等級を記入してください。例：身体(2)級

③同居予定者について

- ・同居予定者について、「申込者」の欄と同じようにすべて記入してください。なお、申し込み後の同居予定者の変更・追加はできません。
- ・「同居・別居」欄では、現在申込者と同居しているかどうか○印をつけてください。

④月収額が基準を満たしているか

- ・P. 57の【記入例】を参照して月収額を「月収額計算書」(P. 17～18)にて計算してください。月収額が3-1共通申込資格③(P. 4)の基準を満たしていることを確認したら、「はい」に○印をつけてください。
(計算方法は次のページ参照。)

⑤現在の世帯状況について

- ・(1)～(5)について、あてはまるものに○印をつけ、必要事項を記入してください。

⑥質問事項について(裏面)

- ・すべての質問について、「はい」か「いいえ」に○印をつけてください。

8 月収額の計算方法

世帯の月収額が、収入基準を満たしている方が申込みできます。
以下の方法で P. 17~18 の「月収額計算書」で世帯の月収額を計算し、収入基準を満たしているか確認してください。

【月収額とは】

申込者と同居予定者全員の年間総所得金額(下記①参照)から、該当する控除額(P. 15参照)を引いた金額を12で割ったものが、月収額です。

①年間総所得金額の計算

申込者や同居予定者それぞれで年間総所得金額を計算し、合計します。

(1)申込者や同居予定者が給与または年金所得がある場合は、それぞれの年間総所得を計算します。下記 A・次ページ B を参考にしてください。

(2)申込者や同居予定者にその他の所得がある場合は、次ページ C を参考にしてください。

A 給与所得者

給与所得とは、給料、賞与、残業等の手当、アルバイトやパートの収入などを言います。

給与所得のある方

現在の状態	計算対象となる期間および金額
現在の勤務先に令和3年1月1日以前から引続き勤務している方	令和3年中の年間総収入金額 (令和3年分源泉徴収票の「支払金額」欄)
現在の勤務先に令和3年1月2日以降就職し、現在まで1年以上勤務している方	直近の給与支給月から遡って1年分の総収入金額
現在の勤務先に就職してから、現在まで勤務期間が1年未満の方	概算年収(※平均月収×12+賞与支給額) ※平均月収は、 (勤務した月の翌月から申込月の前月までの総収入金額－賞与支給額)÷(勤務した月の翌月から申込月の前月までの月数)で算出してください。
現在の勤務先に就職し、まだ給料(1 か月分)を支給されていない方	概算年収 (雇用条件により支給される月給見込額×12)

B 年金所得者

年金所得とは、国民年金、厚生年金、恩給、企業年金等の収入をいいます。

年金所得のある方

現在の状態	計算対象となる期間および金額
現在年金・恩給を受給されている方	令和3年中の受取年金額。なお、年金額の改定や前年中に年金受給開始のあった方は、改定通知の支払年金額または年金証明書の支払年金額

C その他の所得者

その他の所得とは、事業所得、利子所得、不動産所得、雑所得の収入をいいます。
事業所得(自営業など)の方は、下図を参考にしてください。

事業所得のある方

現在の状態	計算対象となる期間および金額
令和3年1月1日以前から継続して同じ事業をしている方	令和3年中の年間所得(前年分所得の確定申告書により確認)
令和3年1月2日以降に事業を始め現在までに1年以上たっている方	直近月から遡って1年分の総所得金額
事業を始めてから現在まで1年未満で1か月以上たっている方	事業を始めた月の翌月分から申込月の前月分までの所得金額から計算した推定年間所得 (収入期間・計算の方法は前ページA 給与所得者の例にならってください。)
事業を始め、現在までに1か月にならない方	事業を始めてから現在までの総売上額及び経費から計算した推定年間所得 (収入期間・計算の方法は前ページA 給与所得者の例にならってください。)

【以下のものは、所得金額に含みません。】

- ・非課税年金(遺族年金、傷病年金、障害年金など)
- ・雇用保険、労働災害保険金、休業補償
- ・一時所得(短期譲渡所得、長期譲渡所得、退職金など)
- ・非課税とされているもの(生活保護扶助費、児童手当、児童扶養手当、通勤手当など)

②控除について

①で計算した申込者と同居予定者全員の年間総所得金額から、下記一覧より該当する控除額を引いてください。

※ 控除の内容を証明できるものがないときは、控除できないことがあります。

※ 基準日は、募集期間の末日です。

控除の種類	控除を受けることのできる方	控除額
①同居および遠隔地扶養親族控除	入居しようとする親族(申込者除く)および所得税法上の遠隔地扶養親族。	38万円
②老人控除対象配偶者控除 ③老人扶養控除	所得税法上の扶養親族のうち、70歳以上の方。	10万円
④扶養親族控除	所得税法上の扶養親族(配偶者を除く)のうち、16歳以上23歳未満の方。 ※従前の特定扶養控除のこと。 ※離婚した配偶者の扶養を受けている場合は対象外です。	25万円
⑤障害者控除	次のいずれかに該当する方。 ・身体障害者手帳の交付を受けている方。 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方。 ・療育手帳の交付を受けている方。 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方など。	27万円
⑥特別障害者控除	次のいずれかに該当する方。 ・身体障害者手帳の交付を受けている方で、1級または2級に該当する方。 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で、特別項症から第3項症までに該当する方。 ・療育手帳の交付を受けている方で、総合判定 A に該当する方。 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、1級に該当する方など。	40万円
⑦寡婦控除	ひとり親に該当せず、次のいずれかに該当する方 (1)夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で合計所得金額が500万円以下の人 (2)夫と死別した後、婚姻をしていない人または夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人	27万円 (所得金額が27万円未満の場合はその額)
⑧ひとり親控除	入居しようとする方のうち、婚姻していないことまたは配偶者の生死が明らかでない、次の(1)～(3)のすべての要件に該当する方 (1)その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。 (2)生計を一にする子がいること。この場合の子は、その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。 (3)合計所得金額が500万円以下であること。	35万円 (所得金額が35万円未満の場合はその額)

メ モ

年間所得

下記の該当する控除額の合計額を記入してください。(各控除の内容については、申込案内書P. 14を参照してください。)

①同居予定者および 遠隔地扶養親族控除		②老人控除対象配偶者 ③老人扶養控除	④扶養親族控除	⑤障害者控除	⑥特別障害者控除	⑦寡婦控除	⑧ひとり親控除
入居しようとする親族 (申込者本人を除く)、 および遠隔地扶養親族	38万円 × 人 = 万円	扶養親族で70歳以上 の人	扶養親族で16歳以 上、23歳未満の人	障害者の人	特別障害者の人 ・身体障害者手帳 1級または2級 ・療育手帳総合判定「A」 ・精神障害者保健福祉手帳 1級	寡婦で、上記計算後所 得のある人 (27万円未満のときは その額)	税法上のひとり親控 除を受けている人
	10万円 × 人 = 万円		25万円 × 人 = 万円	27万円 × 人 = 万円	40万円 × 人 = 万円	27万円 × 人 = 万円	35万円 × 人 = 万円

控除後の年間所得金額

9 よくある質問と回答例

問1:豊中市営住宅に申込みしましたが、大阪府営住宅など他の住宅に申込みはできますか？

答1:それぞれの資格要件を満たしていれば申込みできます。

問2:抽選の結果はどうすればわかりますか？

答2:抽選結果は当落に関わらず全員にハガキにてお知らせします。また、公開抽選会当日の午後1時から、市営住宅募集・管理センター(市役所第二庁舎5階)に掲示するとともに、同センターホームページにも掲載する予定です。
※電話での当落に関する問い合わせにはお答えできません。

問3:家賃はどのくらいですか？

答3:家賃は申込者と同居予定者全員の収入によって計算されます。
また入居される住宅の築年数や、広さなどによっても家賃は異なります。
参考として募集住宅一覧表に計算後の月収額別の予定家賃を記載しております。
※家賃の他に共益費等が必要となります。

問4:婚約者がいます。結婚する予定で申込みはできますか？

答4:条件付きで申込みできます。
条件は、入居資格審査までに婚姻が成立することです。同審査にて戸籍謄本又は婚姻届受理証明書を提出いただき、条件成就(婚姻成立の有無)を確認します。申込書の続柄欄には「婚約者」と記入し、(4)の「カ。」に予定時期を記入してください。
※ 婚姻が成立していない場合は、失格となります。

問5:婚姻届は出していないのですが内縁の妻(夫)と一緒に住んでいます。申込みはできますか？

答5:条件付きで申込みできます。
条件は、募集期間の末日現在において、次の①～②を満たしていることです。
① 住民票の続柄欄が「夫(未届)または妻(未届)」となっていること
② 他に婚姻関係にある者がいないこと
入居資格審査にて住民票及び戸籍謄本を提出いただき、条件成就を確認します。
申込書の続柄欄には「夫(未届)または妻(未届)」と記入してください。
※現在同居していない場合は内縁関係とは言えないため、申込みはできません。

問 6:未成年者ですが、申込みはできますか？

答 6:原則申込みできません。
ただし、婚姻している場合は成人と見なされますので、申込みできます。
※事実婚(内縁関係)の未成年者は申込みできません。

問 7: パートナーシップ関係にあるカップルですが、申込みはできますか？

答 7: 条件付きで申込みできます。

条件は、大阪府がパートナーシップ宣誓者であることを証明した書類により、その事実が確認できることです。入居資格審査にて宣誓にかかる証明書類を提示いただき、条件成就を確認します。申込書の続柄欄には「パートナーシップ関係」と記入してください。

※ 証明書類は、募集期間の末日までに発行されている必要があります。また、大阪府以外の自治体が証明した書類では申込みできません。

※ 証明書類を提出できない場合は、失格となります。

問 8: 持ち家(分譲マンション、戸建て等)がありますが申込みはできますか？

答 8: 原則申込みできません(同居しようとする者に持ち家がある場合も同様です)。ただし、持ち家を処分する予定であれば、条件付きで申込みできます。

条件は、次の①～②を満たしていることです。

① 入居資格審査にて処分予定であることを確認できること

② 入居日までに所有権移転を完了できること

所有権移転が完了次第、登記済謄本等を提出していただき、事実確認をします。

※ 所有権移転を完了できない場合は、入居の承認を取り消します。

問 9: 現在共有名義の持ち家がありますが、申込みはできますか？

答 9: 原則申込みできません(同居しようとする者に共有名義の持ち家がある場合も同様です)。ただし、市営住宅に入居しようとする方のうち、合計の持分が1/2以下であれば申込みできます。これは申込者の持分のみでなく、同居予定者も含んだ合計の持分です。入居資格審査にて登記済謄本等を提出いただき、持分が1/2以下であることを確認します。

問10: 遠隔地扶養をしています。控除してもよいですか？

答10: 所得税法上認められていれば控除できます(単に仕送りをしているというだけでは該当しません)。入居資格審査にて課税証明書や源泉徴収票などを提出いただき、事実確認をします。

※ 事実確認の結果控除できず、月収額が収入基準額を上回った場合、失格となります。

問11: 申込み後、同居予定者は変更できますか？

答11: 変更できません。(募集期間末日の翌日以降)

ただし、次の①、②の場合は再審査をします。

① 申込者または同居予定者が死亡したとき

※ 2人以上世帯で申込みされた方が単身者となった場合は、失格となります。

② 申込み後に出生した場合

問12:夫から DV(ドメスティック・バイオレンス)を受けており、自身に子供がいます。母子世帯として申込みはできますか？

答12:配偶者との同居・別居を問わず、条件付きで申込みできます。

条件は、次の①～②を満たしていることです。

① 入居資格審査にてDVであることが確認できること

② 母子世帯の要件である20歳未満の子のみを扶養していること

同審査にて事実確認できる書類を提出いただき、条件成就を確認します。申込書の(4)の「ク. その他」に○印を付け、()内に「DVにより」と記入してください。

※ 20歳未満の子であっても、年収が103万円以上であれば、扶養していることにならないため申込みできません。

※ 事実確認ができない場合は、失格となります。

問13:夫から DV(ドメスティック・バイオレンス)を受けています。単身者として申込みはできますか？

答13:条件付きで申込みできます。

条件は、次の①または②に該当していることです。

① 婦人相談所または婦人保護施設における保護を受けてから5年以内の被害者

② 配偶者に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内の被害者

上記①または②に該当する者であることの証明を婦人相談所や裁判所などで取得のうえ入居資格審査にて提出いただき、条件成就を確認します。申込書の(4)の「ク. その他」に○印を付け、()内に「DVにより」と記入してください。

※ 生活の本拠を共にする(結婚生活に類する共同生活を営んでいる)交際をしている相手から暴力を受けている方を含みます。

※ 事実確認ができない場合は、失格となります。

問14:未婚の母子世帯ですが、申込みはできますか？

答14:条件付きで申込みできます。

条件は、次の①～②を満たしていることです。

① 母子世帯の要件である20歳未満の子のみを扶養していること

② 他に婚姻関係にある者がいないことが確認できること

入居資格審査にて戸籍謄本等を提出いただき、条件成就を確認します。

申込書の(4)の「ク. その他」に○印を付け()内に「未婚の母子世帯」と記入してください。

※ 20歳未満の子どもで年収が103万円以上あれば扶養していることにはなりません。

※ 事実確認ができない場合は、失格となります。

問15:未成年の未婚の母子世帯ですが、申込みはできますか？

答15:原則申込みできません。

ただし、以下の条件を全て満たす場合は申込みできます。入居資格審査にて事実確認ができる書類を提出いただき、条件成就を確認します。

- ① 独立して生計を営み、家賃の支払い能力があること(生活保護受給者を含む)
 - ② 親権者に扶養(支援)されていないこと。
 - ③ 法定代理人(親権者または未成年後見人)の同意があること。
 - ④ 扶養している 20 歳未満の子の年収が 103 万円未満であること。
- ※ 事実確認ができない場合は、失格となります。

問16:配偶者との離婚を考えていますが、申込みはできますか？

答16:① 離婚協議等をしていない場合

申込みできません。

戸籍上離婚しておらず、かつ現に同居している場合、夫婦別居のための住宅確保を目的とする申込みであり、不自然な世帯分離に該当すると判断します。

② 離婚協議中(調停中、裁判中を含む)の場合

配偶者との同居・別居を問わず、条件付き申込みできます。

条件は、入居資格審査までに離婚が成立することです。同審査にて戸籍謄本を提出いただき、条件成就(離婚成立の有無)を確認します。申込書の(4)の「ク.その他」に○印を付け()内に「配偶者とは離婚予定」と記入してください。
※ 離婚が成立していない場合は失格となります。

問17:配偶者と既に別居していますが、戸籍上離婚が成立していません。申込みできますか？

答17:条件付きで申込みできます。

条件は、募集期間の末日現在において、次の①～②の状態がいずれも1年以上続いていることです。

- ① 配偶者と別居中である
- ② 配偶者と生計を一にしていない

入居資格審査にて住民票(別居中の配偶者含む)等を提出いただき、事実確認をします。

※ 子が同居する場合、子も条件を満たす必要があります。

※ 事実確認ができない場合は、失格となります。

問18:遺族年金は所得に含まれるのですか？

答18:遺族年金は法令により非課税所得とされていますので所得に含まれませんが、申込書の所得の種別と年間総収入金額の欄には必ず記入してください。

その他非課税所得には、障害年金・雇用保険・労働災害保険金・児童手当などがあります。(P. 14参照。)

問19:現在無職ですが、入居するまでには働きたいと考えています。申込みはできますか？

答19:条件付きで申込みできます。

条件は、次の①～②を満たしていることです。

- ① 入居資格審査までに就職すること
- ② 就職先の1か月分の収入実績に基づき計算した月収額が、収入基準額を下回ること

なお、申込書は、次のとおり記入してください。

【新しい勤め先が内定しているなど、勤務することが確実な方】

- ・職業・勤務先または学年欄に「就職予定」と記入のうえ、勤務予定年月を記入
- ・勤務先欄に、勤務予定先の名称、所在地、電話番号を記入
- ・給与所得の方は、所得の種別欄「給与」に○印を付ける。
- ・事業所得の方は、所得の種別欄「事業・その他」に○を付ける。
- ・給与所得・事業所得とも申込書の勤務先欄に名称、勤務先の所在地、勤務先電話番号欄は記入してください。

【現在求職中の方】

- ・職業・勤務先または学年欄に「求職中」と記入

※ 就職しなかった場合は、失格となります。

問 20:収入基準の参考はありますか？

答20:下記の表をご参考になしてください。

※下記表は、申込世帯のなかに所得のある方が1人で、世帯のなかに特別控除対象者がいない場合の参考例です。実際は申込世帯により、所得のある人数・特別控除などが異なります。

※所得基準の異なる申込区分もあります。

(単位:円)

	単身	同居および遠隔地扶養親族数(申込者本人を除いた数)				
		1人	2人	3人	4人	5人
家族の中に給与所得者が1人の場合の年間総収入金額	2,967,999 (3,887,999) 以下	3,511,999 (4,363,999) 以下	3,995,999 (4,835,999) 以下	4,471,999 (5,311,999) 以下	4,947,999 (5,787,999) 以下	5,423,999 (6,263,999) 以下
家族の中にその他所得者が1人の場合の年間総所得金額	1,896,000 (2,568,000) 以下	2,276,000 (2,948,000) 以下	2,656,000 (3,328,000) 以下	3,036,000 (3,708,000) 以下	3,416,000 (4,088,000) 以下	3,796,000 (4,468,000) 以下
家族の中に年金所得者(65歳以上)が1人の場合の年間総収入金額	3,096,000 (3,924,000) 以下	3,534,666 (4,391,764) 以下	4,041,333 (4,838,823) 以下			

▲カッコ()内は裁量世帯の場合の額を示しています。裁量世帯については P.9を参照のこと。

10 募集住宅一覧表

- ・申込区分内の形式・面積・階層・家賃は指定できません。
当選後も入居住戸の選択はできません。
- ・「構造・竣工年度」欄の表示は、次のとおりです。
高○：高層住宅○階建て、中○：中層住宅○階建て
- ・シルバーハウジング及び車いす常用障害者向け住宅は、高齢者・障害者向けの設計で建設された住宅です。利用しにくい場合でも、入居者に合わせた改修はできません。（詳しくは、豊中市営住宅募集・管理センターまでお問い合わせください。）
- ・家賃は、「月収額計算書」（P.17～P.18）で算定した月収額を募集住宅一覧表内の「計算後の月収額別の予定家賃」にあてはめて確認してください。
- ・学校区は、世帯の状況により異なる場合があります。豊中市ホームページ「学校一覧」を確認してください。

目次

申込資格	住宅名	ページ
単身者向	三国・宝山・二葉第2	25～26
1人以上世帯向	新千里南・熊野南・新千里南第2	27～30
2人以上世帯向	刀根山・北条・北条西・宮山 小曾根・熊野・上津島・向丘 原田・島江・二葉第2・野田第2	31～36
3人以上世帯向	三国・宝山	37～38
子育て世帯向(3人以上世帯向)	三国・向丘・岡町北	39～40
単身者向(シルバーハウジング)	三国・島江西・原田・向丘	41～42
車いす常用障害者向(単身者向)	野田第2	43～44
車いす常用障害者向(2人以上世帯向)	服部寿	43～44
単身者向(特別あき家)	野田第2	45～46
1人以上世帯向(特別あき家)	新千里南第2	47～48
2人以上世帯向(特別あき家)	岡町北	49～50

募集住宅一覧表

申込資格 (P.4～P.8をよくお読みください。) <基準日は、募集期間末日現在>	申込 区分	募集 戸数	住宅名	構造 竣工 年度	募集 階層	エレベ ーター	間取	床面積 (単位：㎡)	風呂
単身者向 * 3－1の共通申込資格（P.4）の条件を満たし、次の①～⑩のいずれかに該当する方が申込みできます。 ① 60歳以上の方 ② 身体障害者手帳（1～4級）をお持ちの方 ③ 精神障害者保健福祉手帳（1～3級）をお持ちの方 ④ 療育手帳をお持ちの方または同程度の障害を有すると判定された方 ⑤ 戦傷病者手帳（特別～第6項症または第1款症）をお持ちの方 ⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方 ⑦ 生活保護を受けている方 ⑧ 海外からの引揚者（引揚後5年以内） ⑨ 平成8年3月31日までに、厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方 ⑩ DV被害者（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する被害者で、婦人相談所長の証明または裁判所の保護命令決定通知書の写しを提出できる方） ◎ 当選後、単身入居に関する申立書を提出していただきます。申立書に記入された内容は、必要に応じて福祉関係部局等に情報提供する場合があります	101	1	三国	高 15 H8	14	有	1DK	33.0	有
	102	7	宝山	高 6 R3	4 ・ 5 ・ 6	有	1DK	35.0	有
	103	1	二葉第2	高 8 H8	2	有	1DK	36.5	有

計算後の月収額別の予定家賃（単位：円）		所在地	交通機関	学校区		直近1年間 応募倍率	3か所給湯 (台所・風呂・洗面)
一般世帯 月収額 0 ～ 158,000	裁量世帯 ～ 214,000			小学校	中学校		
14,400 ～ 21,500	～ 28,400	三国 2丁目1番	三国駅 徒歩 8 分	千成	第七 ※一部 は第六	45.0 倍	あり
17,000 ～ 25,300	～ 33,400	宝山町 3 番	岡町駅 徒歩 10 分	克明	第五		
計算後の月収額別の予定家賃（単位：円）		所在地	交通機関	小学校	中学校		
一般世帯 月収額 0 ～ 114,000	裁量世帯 ～ 139,000						
◎この区分の住宅は、 基準月収額が異なりますので ご注意ください。		二葉町 1丁目14番	神崎川駅 徒歩 15 分	庄内西	第七		
16,000 ～ 18,500	～ 21,100						

募集住宅一覧表

申込資格 (P.4～P.8をよくお読みください。) <基準日は、募集期間末日現在>	申込 区分	募集 戸数	住宅名	構造 竣工 年度	募集 階層	エレベ ーター	間取	床面積 (単位：㎡)	風呂
1 人以上世帯向 * <u>階数・間取等をよくご確認のうえ、お申込みください。</u> * <u>3－1の共通申込資格（P.4）</u> の条件を満たし、次のいずれかに該当する方が申込みできます。 【1】単身者世帯（1人）で申込み場合 ※ 基準日は、募集期間の末日です。 （1） 60歳以上の方 （2） 身体障害者手帳（1～4級）をお持ちの方 （3） 精神障害者保健福祉手帳（1～3級）をお持ちの方 （4） 療育手帳をお持ちの方または同程度の障害を有すると判定された方 （5） 戦傷病者手帳（特別～第6項症または第1款症）をお持ちの方 （6） 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方 （7） 生活保護を受けている方 （8） 海外からの引揚者（引揚げ後5年以内） （9） 平成8年3月31日までに、厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方 （10） DV被害者（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する被害者で、婦人相談所長の証明または裁判所の保護命令決定通知書の写しを提出できる方） 【2】2人以上の世帯で申込み場合 （1）同居または同居しようとする親族があること（案内書等では、「同居予定者」といいます。） ・親族とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族。 ・妊娠されている方の胎児は申込み人数には含みません。 ・婚約者、内縁関係、パートナーシップ関係にある方も申込み可。	111	1戸	新千里南 (1階)	中5 S46	1階	無	2DK	37.3	有
	112	1戸	新千里南 (3階)	中5 S48	3階	無	3DK	48.8	有
	113	1戸	新千里南 (4階)	中5 S46	4階	無	2DK	37.3	有
	114	2戸	新千里南 (5階)	中5 S48	5階	無	3K ・ 3DK	42.9 ・ 48.8	有
	115	1戸	熊野南 (1階)	中5 S47	1階	無	3K	42.3	有
	116	2戸	熊野南 (2階)	中5 S47	2階	無	3K	39.7	有

計算後の月収額別の予定家賃（単位：円）		所在地	交通機関	学校区		直近1年間 応募倍率	3か所給湯 (台所・風呂・洗面)
一般世帯 月収額 0 ～ 158,000	裁量世帯 ～ 214,000			小学校	中学校		
10,000 ～ 15,000	～ 19,700	新千里南町 3丁目4番	桃山台駅 徒歩8分	南丘	第九 ※一部は 第十五	12.0 倍	なし
13,600 ～ 20,300	～ 26,000	新千里南町 3丁目4番	桃山台駅 徒歩8分	南丘	第九 ※一部は 第十五		
10,000 ～ 15,000	～ 19,700	新千里南町 3丁目4番	桃山台駅 徒歩8分	南丘	第九 ※一部は 第十五		
12,000 ～ 20,300	～ 26,000	新千里南町 3丁目4番	桃山台駅 徒歩8分	南丘	第九 ※一部は 第十五	0.3 倍	□台所の瞬間湯沸かし器の設置は、入居者負担です。
11,600 ～ 17,300	～ 22,800	東泉丘 2丁目7番	二之切 バス停 徒歩5分	東泉丘	第十七 ※一部は 第十五	17.0 倍	※浴室には、浴槽と風呂釜を設置しているので、瞬間湯沸かし器を設置しなくても入浴できます。
10,900 ～ 16,200	～ 21,400	東泉丘 2丁目7番	二之切 バス停 徒歩5分	東泉丘	第十七 ※一部は 第十五		

募集住宅一覧表

申込資格 (P.4～P.8をよくお読みください。) ＜基準日は、募集期間末日現在＞	申込 区分	募集 戸数	住宅名	構造 竣工 年度	募集 階層	エレベ ーター	間取	床面積 (単位：㎡)	風呂
1 人以上世帯向 ＊階数・間取等をよくご確認のうえ、お申込みください。 ＊ 3－1の共通申込資格（P.4）の条件を満たし、次のいずれかに該当する方が申込みできます。 【1】単身者世帯（1人）で申込み場合 ※ 基準日は、募集期間の末日です。 （1） 60歳以上の方 （2） 身体障害者手帳（1～4級）をお持ちの方 （3） 精神障害者保健福祉手帳（1～3級）をお持ちの方 （4） 療育手帳をお持ちの方または同程度の障害を有すると判定された方 （5） 戦傷病者手帳（特別～第6項症または第1款症）をお持ちの方 （6） 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方 （7） 生活保護を受けている方 （8） 海外からの引揚者（引揚げ5年以内） （9） 平成8年3月31日までに、厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方 （10） DV被害者（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する被害者で、婦人相談所長の証明または裁判所の保護命令決定通知書の写しを提出できる方） 【2】2人以上の世帯で申込み場合 （1）同居または同居しようとする親族があること（案内書等では、「同居予定者」といいます。） ・親族とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族。 ・妊娠されている方の胎児は申込み人数には含みません。 ・婚約者、内縁関係、パートナーシップ関係にある方も申込み可。	117	1戸	熊野南 (5階)	中5 S47	5階	無	3K	39.7	有
	118	1戸	新千里南 第2 (1階)	中5 S49	1階	無	3DK	43.3	有
	119	1戸	新千里南 第2 (2階)	中5 S49	2階	無	3DK	43.3	有
	120	1戸	新千里南 第2 (5階)	中5 S49	5階	無	3DK	46.6	有

計算後の月収額別の予定家賃（単位：円）		所在地	交通機関	学校区		直近1年間 応募倍率	3か所給湯 (台所・風呂・洗面)
一般世帯 月収額 0 ～ 158,000	裁量世帯 ～ 214,000			小学校	中学校		
10,900 ～ 16,200	～ 21,400	東泉丘 2丁目7番	二之切 バス停 徒歩5分	東泉丘	第十七 ※一部は 第十五	/	なし
12,300 ～ 18,300	～ 24,200	新千里南町 2丁目4番	桃山台駅 徒歩10分	南丘	第九 ※一部は 第十五		
12,300 ～ 18,300	～ 24,200	新千里南町 2丁目4番	桃山台駅 徒歩10分	南丘	第九 ※一部は 第十五		
13,200 ～ 19,700	～ 26,000	新千里南町 2丁目4番	桃山台駅 徒歩10分	南丘	第九 ※一部は 第十五	3.5 倍	□台所の瞬間湯沸かし器の設置は、入居者負担です。 ※浴室には、浴槽と風呂釜を設置しているので、瞬間湯沸かし器を設置しなくても入浴できます。

申込資格 (P.4～P.8をよくお読みください。)	申込 区分	募集 戸数	住宅名	構造 竣工 年度	募集 階層	エレベ ーター	間取	床面積 (単位：㎡)	風呂
2人以上世帯向 *階数・間取等をよくご確認のうえ、 お申込みください。	201	2戸	刀根山 (4階)	中5 S43	4階	無	3DK	54.4 ・ 58.0	有
	202	1戸	刀根山 (5階)	中5 S44	5階	無	3DK	58.0	有
	203	1戸	北条 (2階)	中3 S56	2階	無	3DK	59.4	有
	204	1戸	北条西 (3階)	中3 S58	3階	無	3DK	59.4	有
	205	1戸	宮山 (1階)	中3 S61	1階	無	3DK	59.8	有

計算後の月収額別の予定家賃（単位：円）		所在地	交通機関	学校区		直近1年間 応募倍率	3か所給湯 (台所・風呂・洗面)
一般世帯 月収額 0 ～ 158,000	裁量世帯 ～ 214,000			小学校	中学校		
16,000 ～ 25,000	～ 33,000	刀根山 5丁目3番	蛭池駅 徒歩8分	刀根山	第十三	3.0倍	なし
17,500 ～ 26,100	～ 34,400	刀根山 5丁目3番	蛭池駅 徒歩8分	刀根山	第十三	0.8倍	
18,900 ～ 28,200	～ 37,200	北条町 2丁目15番 2	服部天神駅 徒歩15分	北条	第十六	7.0倍	
19,500 ～ 29,100	～ 38,400	北条町 1丁目12番	服部天神駅 徒歩13分	北条	第十六	4.0倍	
20,600 ～ 30,600	～ 40,400	宮山町 4丁目8番	宮山バス停 徒歩4分	桜井谷	第二		□台所の瞬間湯沸かし器の設置は、入居者負担です。 ※浴室には、浴槽と風呂釜を設置しているので、瞬間湯沸かし器を設置しなくても入浴できます。

申込資格 (P.4～P.8をよくお読みください。)	申込 区分	募集 戸数	住宅名	構造 竣工 年度	募集 階層	エレベーター	間取	床面積 (単位：㎡)	風呂
2人以上世帯向 *階数・間取等をよくご確認ください。 お申込みください。	206	2戸	宮山 (2階)	中3 S61	2階	無	3DK	59.8	有
	207	1戸	小曽根 (1階)	中3 S62	1階	無	3DK	59.3	有
	208	1戸	小曽根 (3階)	中3 S62	3階	無	3DK	59.3	有
	209	1戸	熊野 (4階)	中4 S63	4階	無	3DK	56.1	有
	210	1戸	熊野 (5階)	中5 H2	5階	無	3DK	57.6	有
	211	5戸	上津島	高7 H1	2階・ 3階・ 6階	有	3DK	56.7・ 59.4	有

計算後の月収額別の予定家賃(単位：円)		所在地	交通機関	学校区		直近1年間 応募倍率	3か所給湯 (台所・風呂・洗面)
一般世帯 月収額 0 ～ 158,000	裁量世帯 ～ 214,000			小学校	中学校		
20,600 ～ 30,600	～ 40,400	宮山町 4丁目8番	宮山バス停 徒歩4分	桜井谷	第二	3.0倍	なし
20,700 ～ 30,800	～ 40,600	小曽根 2丁目16番	小曽根 バス停 徒歩6分	小曽根	第十二		
20,700 ～ 30,800	～ 40,600	小曽根 2丁目16番	小曽根 バス停 徒歩6分	小曽根	第十二		
19,800 ～ 29,500	～ 39,000	東豊中町 5丁目14番	熊野町東 バス停 徒歩5分	東豊中	第十五	1.0倍	
20,900 ～ 31,200	～ 41,100	熊野町 3丁目19番	熊野町東 バス停 徒歩5分	熊野田	第十五		
21,600 ～ 33,800	～ 44,500	上津島 1丁目12番	今在家町 バス停 徒歩2分	豊島西	第一	11.0倍	□台所の瞬間湯沸かし器の設置は、入居者負担です。 ※浴室には、浴槽と風呂釜を設置しているので、瞬間湯沸かし器を設置しなくても入浴できます。

申込資格 (P.4～P.8をよくお読みください。)	申込 区分	募集 戸数	住宅名	構造 竣工 年度	募集 階層	エレベ ーター	間取	床面積 (単位：㎡)	風呂
2人以上世帯向 *階数・間取等をよくご確認のうえ、 お申込みください。	212	2戸	向丘	高 9 H9	2 階 ・ 8 階	有	2DK	52.9	有
	213	1戸	原田	高 6 H8	3 階	有	2DK	59.0	有
	申込 区分	募集 戸数	住宅名	構造 竣工 年度	募集 階層	エレベ ーター	間取	床面積 (単位：㎡)	風呂
	301	1戸	島江 (3 階)	中 3 S54	3 階	無	3DK	52.6	有
	302	1戸	島江 (5 階)	中 5 S51	5 階	無	3DK	52.6	有
	303	1戸	二葉第 2	高 8 H8	3 階	有	2DK	51.9	有
	304	1戸	野田第 2	高 12 H16	4 階	有	2DK	53.3	有

計算後の月収額別の予定家賃 (単位：円)		所在地	交通機関	学校区		直近 1 年間 応募倍率	3 か所給湯 (台所・風呂・洗面)
一般世帯 月収額 0 ～ 158,000	裁量世帯 ～ 214,000			小学校	中学校		
23,300 ～ 34,700	～ 45,800	向丘 3 丁目 9 番	野畑小学校 前バス停 徒歩 5 分	野畑	第十四	10.0 倍	あり
25,900 ～ 38,500	～ 50,800	原田元町 2 丁目 21 番	曽根駅 徒歩 14 分	原田	第一	18.5 倍	

計算後の月収額別の予定家賃 (単位：円)		所在地	交通機関	学校区		直近 1 年間 応募倍率	3 か所給湯 (台所・風呂・洗面)
【 注 】 基準月収額が異なります！				小学校	中学校		
一般世帯 月収額 0 ～ 114,000	裁量世帯 ～ 139,000						
◎この区分の住宅は、 基準月収額が異なりますので ご注意 ください。 16,300 ～ 18,800	～ 21,500	大黒町 3 丁目 2 番	庄内幸町 五丁目 バス停 徒歩 10 分	庄内南	第七	8.0 倍	なし
◎この区分の住宅は、 基準月収額が異なりますので ご注意 ください。 15,500 ～ 17,900	～ 20,400	大黒町 3 丁目 1 番	庄内幸町 五丁目 バス停 徒歩 10 分	庄内南	第七		
◎この区分の住宅は、 基準月収額が異なりますので ご注意 ください。 22,800 ～ 26,300	～ 30,000	二葉町 1 丁目 14 番	神崎川駅 徒歩 15 分	庄内西	第七		あり
◎この区分の住宅は、 基準月収額が異なりますので ご注意 ください。 24,200 ～ 27,900	～ 31,900	野田町 17 番	庄内駅 徒歩 10 分	野田	庄内 さくら学園 ※一部は 第十	53.0 倍	

申込資格 (P.4～P.8をよくお読みください。)	申込 区分	募集 戸数	住宅名	構造 竣工 年度	募集 階層	エレベ ーター	間取	床面積 (単位：㎡)	風呂
3人以上世帯向 *階数・間取等をよくご確認のうえ、 お申込みください。	401	1戸	三国	高 15 H8	12 階	有	3LDK	62.7	有
	402	3戸	宝山	高 6 R3	4 階・ 5 階・ 6 階	有	3DK	67.0	有

計算後の月収額別の予定家賃（単位：円）		所在地	交通機関	学校区		直近 1 年間 応募倍率	3 か所給湯 (台所・風呂・洗面)
一般世帯 月収額 0 ～ 158,000	裁量世帯 ～ 214,000			小学校	中学校		
27,500 ～ 41,000	～ 54,000	三国 2丁目1番	三国駅 徒歩 8 分	千成	第七 ※一部は 第六		あり
32,600 ～ 48,500	～ 64,000	宝山町 3 番	岡町駅 徒歩 10 分	克明	第五		

申込資格 (P.4～P.8をよくお読みください。) 〈基準日は、募集期間末日現在〉	申込 区分	募集 戸数	住宅名	構造 竣工 年度	募集 階層	エレベ ーター	間取	床面積 (単位：㎡)	風呂
子育て世帯向け (3人以上世帯向) 同居者に募集期間末日現在において 小学校就学前の子供がいて3人以上 の世帯 ★この住宅は抽選優遇対象外住宅で す。	501	1戸	三国	高 15 H8	6 階	有	3LDK	66.0	有
	502	1戸	向丘	高 9 H9	2 階	有	3DK	63.5	有
	申込 区分	募集 戸数	住宅名	構造 竣工 年度	募集 階層	エレベ ーター	間取	床面積 (単位：㎡)	風呂
	503	1戸	岡町北	中 4 S51	1 階	有	3DK	65.7	有

計算後の月収額別の予定家賃（単位：円）		所在地	交通機関	学校区		直近1年間 応募倍率	3か所給湯 （台所・風呂・洗面）
一般世帯 月収額 0 ～ 158,000	裁量世帯 ～ 214,000			小学校	中学校		
28,900 ～ 43,100	～ 56,900	三国 2丁目1番	三国駅 徒歩8分	千成	第七 ※一部は 第六		あり
28,000 ～ 41,700	～ 54,900	向丘 3丁目9番	野畑小学校 前バス停 徒歩5分	野畑	第十四		

計算後の月収額別の予定家賃（単位：円）		所在地	交通機関	学校区		直近1年間 応募倍率	3か所給湯 （台所・風呂・洗面）
【注】基準月収額が異なります！							
一般世帯 月収額 0 ～ 114,000	裁量世帯 ～ 139,000			小学校	中学校		
22,300 ～ 25,700	～ 29,400	立花町 2丁目3番	岡町駅 徒歩10分	克明	第五		なし

申込資格 (P.4～P.8をよくお読みください。) 〈基準日は、募集期間末日現在〉	申込 区分	募集 戸数	住宅名	構造 竣工 年度	募集 階層	エレベ ーター	間取	床面積 (単位：㎡)	風呂
単身者向（シルバーハウジング） 〔 60歳以上の方 〕 ※緊急時対応の為、住宅の鍵一本を預けていただきます。 ※シルバーハウジングの詳細は P.7 をご覧下さい。 ★抽選優遇対象外住宅です。 ◎当選後、単身入居に関する申立書を提出していただきます。申立書に記入された内容は、必要に応じて福祉関係部局等に情報提供する場合があります。	601	2戸	三国	高 15 H8	3 階・ 7 階	有	1DK	33.0	有
	602	1戸	島江西	高 6 H8	2 階	有	1DK	37.8	有
	603	2戸	原田	高 6 H8	3 階・ 5 階	有	1DK	39.9	有
	604	2戸	向丘	高 9 H9	3 階・ 4 階	有	1DK	35.4	有

計算後の月収額別の予定家賃（単位：円）		所在地	交通機関	学校区		直近 1 年間 応募倍率	3 か所給湯 (台所・風呂・洗面)
一般世帯 月収額 0 ～ 158,000	裁量世帯 ～ 214,000			小学校	中学校		
14,400 ～ 21,500	～ 28,400	三国 2 丁目 1 番	三国駅 徒歩 8 分	千成	第七 ※一部は第六	28.0 倍	あり
16,600 ～ 24,700	～ 32,500	島江町 1 丁目 2 番	島江 バス停 徒歩 2 分	庄内南	第七	17.0 倍	
17,500 ～ 26,000	～ 34,400	原田元町 2 丁目 21 番	曽根駅 徒歩 14 分	原田	第一	22.5 倍	
15,600 ～ 23,200	～ 30,600	向丘 3 丁目 9 番	野畑小学校 前バス停 徒歩 5 分	野畑	第十四	8.0 倍	

申込資格 (P.4～P.8をよくお読みください。)	申込 区分	募集 戸数	住宅名	構造 竣工 年度	募集 階層	エレベ ーター	間取	床面積 (単位：㎡)	風呂
車いす 常用障害者向 (1人以上世帯向) 次の①・②のいずれかに該当し、 日常生活において 車いす を 常用する方 の いる世帯 ①身体障害者手帳（１～４級）を お持ちの方 ②戦傷病者手帳（特別～第６項症 または第１款症）をお持ちの方 ※住宅によっては、緊急時対応の 為、住宅の鍵一本を預けていただき ます。 ※この住宅の構造は、一般住宅と 異なります。詳しくは市営住宅募 集・管理センターまでお問い合わせ ください。 ★抽選優遇対象外区分です。	901	1戸	野田第2	高 12 H16	1 階	有	1DK	39.6	有

申込資格 (P.4～P.8をよくお読みください。)	申込 区分	募集 戸数	住宅名	構造 竣工 年度	募集 階層	エレベ ーター	間取	床面積 (単位：㎡)	風呂
車いす 常用障害者向 (2人以上世帯向) 次の①・②のいずれかに該当し、 日常生活において 車いす を 常用する方 の いる世帯 ①身体障害者手帳（１～４級）を お持ちの方 ②戦傷病者手帳（特別～第６項症 または第１款症）をお持ちの方 ※住宅によっては、緊急時対応の 為、住宅の鍵一本を預けていただき ます。 ※この住宅の構造は、一般住宅と 異なります。詳しくは市営住宅募 集・管理センターまでお問い合わせ ください。 ★抽選優遇対象外区分です。	911	1戸	服部寿	高 6 H7	1 階	有	2LDK	65.2	有

計算後の月収額別の予定家賃（単位：円）		所在地	交通機関	学校区		直近１年間 応募倍率	３か所給湯 （台所・風呂・洗面）
【 注 】 基準月収額が異なります！				小学校	中学校		
一般世帯 月収額 0 ～ 114,000	裁量世帯 ～ 139,000						
◎この区分の住宅は、 基準月収額が異なりますので ご注意 ください。							
18,000 ～ 20,700	～ 23,700	野田町 17 番	庄内駅 徒歩 10 分	野田	庄内 さくら 学院 ※一部 は第十		あり

計算後の月収額別の予定家賃（単位：円）		所在地	交通機関	学校区		直近１年間 応募倍率	３か所給湯 （台所・風呂・洗面）
【 注 】 基準月収額が異なります！				小学校	中学校		
一般世帯 月収額 0 ～ 114,000	裁量世帯 ～ 139,000						
◎この区分の住宅は、 基準月収額が異なりますので ご注意ください。							
28,500 ～ 32,900	～ 37,600	服部寿町 3丁目7番	服部天神駅 徒歩13分	豊島	第四		あり

募集住宅一覧表

申込資格 (P.4～P.7をよくお読みください。) ＜基準日は、募集期間末日現在＞	申込 区分	募集 戸数	住宅名	構造 竣工 年度	募集 階層	エレベーター	間取	床面積 (単位：㎡)	風呂
（特別あき家） 単身者向 次の①～⑩のいずれかに該当する方。 ①60歳以上の方 ②身体障害者手帳（1～4級）をお持ちの方 ③精神障害者保健福祉手帳（1～3級）をお持ちの方 ④療育手帳をお持ちの方または同程度の障害を有すると判定された方 ⑤戦傷病者手帳（特別～第6項症または第1款症）をお持ちの方 ⑥原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方 ⑦生活保護を受けている方 ⑧海外からの引揚者（引揚後5年以内） ⑨平成8年3月31日までに、厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方 ⑩DV被害者（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する被害者で、婦人相談所長の証明または裁判所の保護命令決定通知書の写しを提出できる方） ◎当選後、単身入居に関する申立書を提出していただきます。申立書に記入された内容は、必要に応じて福祉関係部局等に情報提供する場合があります。 ※特別あき家とは、孤独死や人身事故等によりあき家となった住宅です。 ※入居後は、いかなることがありましても、特別あき家であることを理由にほかの住宅へのあっせんを受けることができません。	T001	1戸	野田第2	高12 H16	6階	有	1DK	39.6	有

計算後の月収額別の予定家賃（単位：円）		所在地	交通機関	学校区		直近1年間 応募倍率	3か所給湯 （台所・風呂・洗面）
【注】基準月収額が異なります！				小学校	中学校		
一般世帯 月収額 0 ～ 114,000	裁量世帯 ～ 139,000						
◎この区分の住宅は、 基準月収額が異なりますので ご注意ください。							
18,000 ～ 20,700	～ 23,700	野田町 17番	庄内駅 徒歩 10分	野田	庄内 さくら 学院 ※一部 は第十	23.0 倍	あり

募集住宅一覧表

申込資格 (P.4～P.8をよくお読みください。) ＜基準日は、募集期間末日現在＞	申込 区分	募集 戸数	住宅名	構造 竣工 年度	募集 階層	エレベ ーター	間取	床面積 (単位：㎡)	風呂
(特別あき家) 1人以上世帯向 ＊階数・間取等をよくご確認のうえ、お申込みください。 ＊3－1の共通申込資格(P.4)の条件を満たし、次のいずれかに該当する方が申込みできます。 【1】単身者世帯(1人)で申込み場合 ※ 基準日は、募集期間の末日です。 (1) 60歳以上の方 (2) 身体障害者手帳(1～4級)をお持ちの方 (3) 精神障害者保健福祉手帳(1～3級)をお持ちの方 (4) 療育手帳をお持ちの方または同程度の障害を有すると判定された方 (5) 戦傷病者手帳(特別～第6項症または第1款症)をお持ちの方 (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方 (7) 生活保護を受けている方 (8) 海外からの引揚者(引揚げ後5年以内) (9) 平成8年3月31日までに、厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方 (10) DV被害者(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する被害者で、婦人相談所長の証明または裁判所の保護命令決定通知書の写しを提出できる方) 【2】2人以上の世帯で申込み場合 (1) 同居または同居しようとする親族があること(案内書等では、「同居予定者」といいます。) ・親族とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族。 ・妊娠されている方の胎児は申込み人数には含みません。 ・婚約者、内縁関係、パートナーシップ関係にある方も申込み可。 ※特別あき家とは、孤独死や人身事故等によりあき家となった住宅です。 ※入居後は、いかなることがありましても、特別あき家であることを理由にほかの住宅へのあっせんを受けることができません。	T011	1戸	新千里南 第2 (2階)	中5 S49	2階	無	3DK	48.2	有

計算後の月収額別の予定家賃（単位：円）		所在地	交通機関	学校区		直近 1 年間 応募倍率	3 か所給湯 （台所・風呂・洗面）
一般世帯 月収額 0 ～ 114,000	裁量世帯 ～ 139,000			小学校	中学校		
13,700 ～ 20,400	～ 26,900	新千里 南町 2 丁目 4 番	桃山台駅 徒歩 10 分	南丘	第九 ※一部は 第十五		なし □台所の瞬間湯沸かし器の設置は、入居者負担です。 ※浴室には、浴槽と風呂釜を設置しているので、瞬間湯沸かし器を設置しなくても入浴できます。

募集住宅一覧表

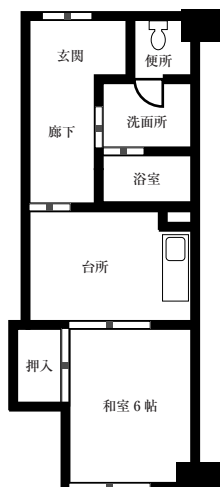
申込資格 (P.4～P.8をよくお読みください。)＜基準日は、募集期間末日現在＞	申込 区分	募集 戸数	住宅名	構造 竣工 年度	募集 階層	エレベ ーター	間取	床面積 (単位：㎡)	風呂
(特別あき家) 2人以上世帯向 ※階数・間取等をよくご確認のうえ、お申込みください。 * ※特別あき家とは、孤独死や人身事故等によりあき家となった住宅です。 ※入居後は、いかなることがありましても、特別あき家であることを理由にほかの住宅へのあっせんを受けることができません。	T021	1戸	岡町北	中4 S51	2階	有	3DK	65.7	有

計算後の月収額別の予定家賃(単位：円)		所在地	交通機関	学校区		直近1年間 応募倍率	3か所給湯 (台所・風呂・洗面)
【注】基準月収額が異なります！				小学校	中学校		
一般世帯 月収額 0 ～ 114,000	裁量世帯 ～ 139,000						
22,300 ～ 25,700	～ 29,400	立花町 2丁目3番	岡町駅 徒歩 10 分	克明	第五		なし

11 【募集住宅間取りイメージ図】

※イメージ図になりますので、実際の住宅の間取りと異なる場合があります。

三国住宅 1DK



二葉第2住宅 1DK



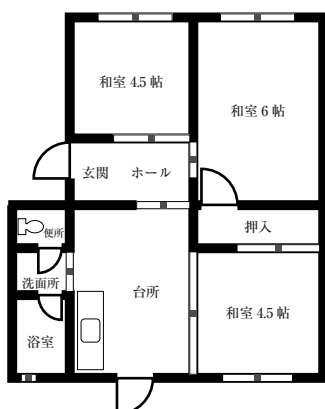
宝山住宅 1DK



新千里南住宅 2DK



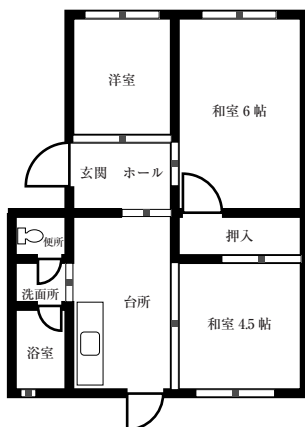
新千里南住宅 3DK



新千里南住宅 3K



熊野南住宅 3K



新千里南第2住宅 3DK



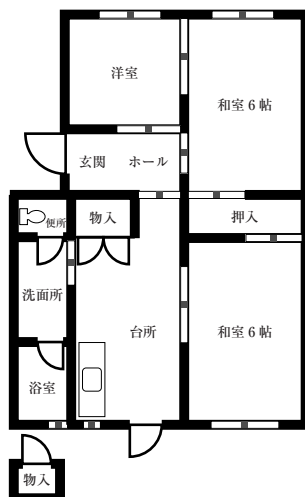
刀根山住宅 3DK



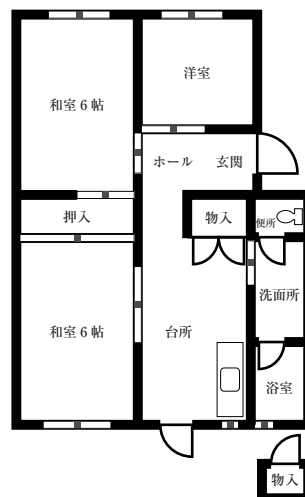
刀根山住宅 3DK



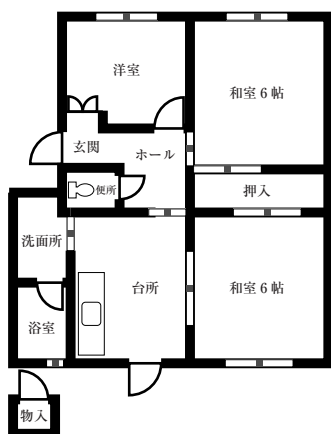
北条住宅 3DK



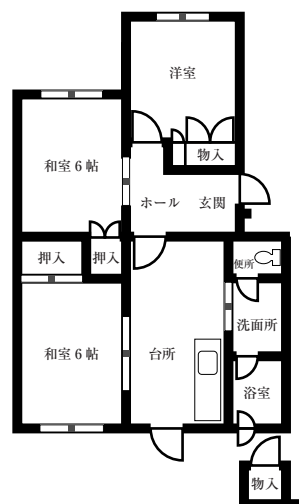
北条西住宅 3DK



宮山住宅 3DK



小曾根住宅 3DK



熊野住宅 3DK



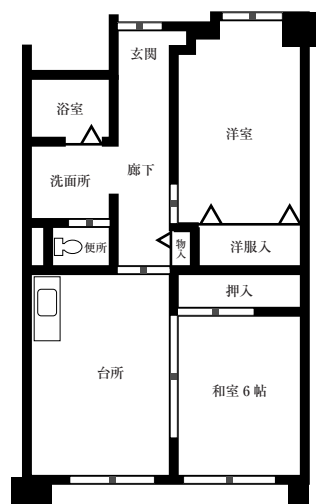
上津島住宅 3DK



向丘住宅 2DK



原田住宅 2DK



島江住宅 3DK



二葉第2住宅 2DK



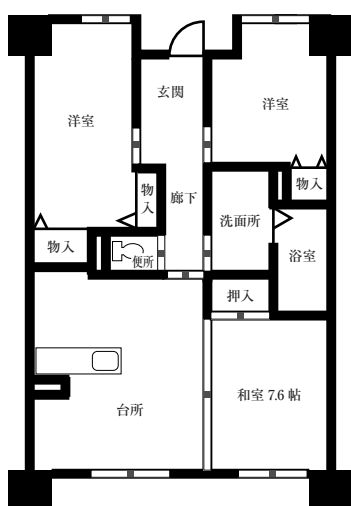
野田第2住宅 2DK



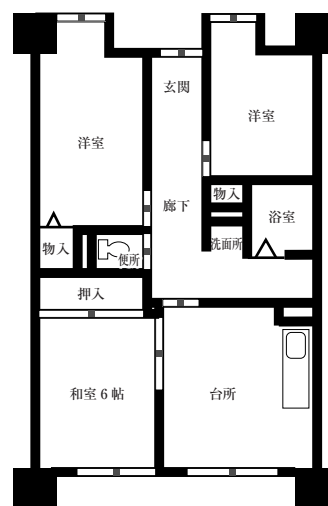
三国住宅 3LDK



宝山住宅 3DK



向丘住宅 3DK



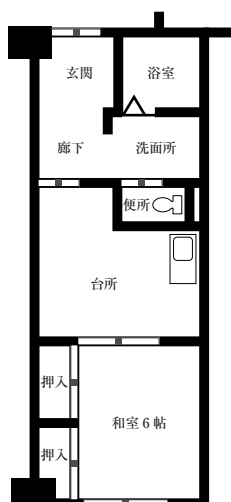
岡町北住宅 3DK



島江西住宅 1DK



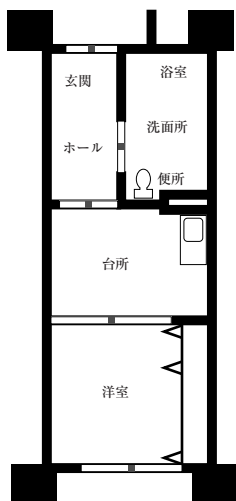
原田住宅 1DK



向丘住宅 1DK



野田第2住宅 1DK(車いす常用障害者向)



服部寿住宅 2LDK(車いす常用障害者向)



野田第2住宅 1DK



■申込書はボールペンまたはインクを使用して、太枠で囲んだ部分を全部記入してください。
(消せるボールペンは使用しないでください。)

63円

切手を必ず
はって
ください

郵便はがき

561-0881

現住所	豊中市中桜塚3-〇-△-□		
氏名	トヨカ イチロウ	豊中 一郎 様	

あなたの住所・氏名・郵便番号をはっきりとご記入ください。
〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号
豊中市営住宅募集・管理センター
(株)東急コミュニティー 06(6858)2395

申込区分	201	住 宅 名	刀根山
------	-----	-------	-----

※抽選番号

郵便はがき

63円

切手を必ず
はって
ください

561-0881

現住所	豊中市中桜塚3-〇-△-□		
氏名	トヨカ イチロウ	豊中 一郎 様	

あなたの住所・氏名・郵便番号をはっきりとご記入ください。
〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号
豊中市営住宅募集・管理センター
(株)東急コミュニティー 06(6858)2395

申込区分	201	住 宅 名	刀根山
------	-----	-------	-----

※抽選番号

郵便はがき

63円

切手を必ず
はって
ください

561-0881

現住所	豊中市中桜塚3-〇-△-□		
氏名	トヨカ イチロウ	豊中 一郎 様	

あなたの住所・氏名・郵便番号をはっきりとご記入ください。
〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号
豊中市営住宅募集・管理センター
(株)東急コミュニティー 06(6858)2395

申込区分	201	住 宅 名	刀根山
------	-----	-------	-----

※抽選番号

郵便はがき

(きりはなさないでください)

[illegible]

【 裏面 】

⑥以下のすべての質問について、「はい」か「いいえ」に○をつけてください。

※ 質問中に出てくる「世帯」とは、申込書表面の入居予定世帯(申込者+同居予定者)をさします。

※ 募集期間末日時点の状況で、お答えください。

※ 以下は、案内書P. 9、P. 11について確認するものです。

申込者が60歳以上であって、 同居予定者が60歳以上または18歳未満の方だけの 世帯ですか？	はい	いいえ	ア
申込者が60歳以上であって、 同居予定者が配偶者、60歳以上または18歳未満の方だけの 世帯ですか？	はい	いいえ	イ
身体障害者手帳(1～4級)をお持ちの方がいる世帯ですか？	☒ はい	いいえ	
精神障害者保健福祉手帳(1～2級)をお持ちの方がいる世帯ですか？	はい	いいえ	
療育手帳(A、B1)をお持ちの方、または同程度の障害を有すると 子ども家庭センターもしくは大阪府障がい者自立相談支援センター の長により判定された方がいる世帯ですか？	はい	いいえ	ウ
申込者が配偶者のない方で 現に20歳未満の子どもを扶養しており、 かつ、同居予定者がその子どものみである世帯ですか？	はい	いいえ	エ
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定 による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯ですか？	はい	いいえ	オ
海外からの引揚者(引揚げ後5年以内)の方がいる世帯ですか？	はい	いいえ	カ
平成8年3月31日までに厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に 入所していた方がいる世帯ですか？	はい	いいえ	キ
同居予定者に、小学校就学前の子どもがいる世帯ですか？	はい	いいえ	ク
戦傷病者手帳(特別～第6項症または第1款症)をお持ちの方がいる 世帯ですか？	はい	いいえ	ケ

【 月収額計算書記入例① 】

月収額計算書　　＜所得者が2名以上いる場合は、それぞれの所得の計算方法に従って月収計算をしてください。※「未満」はその数を含みません。例：10未満→0～9＞

※記入例はP. 59～P. 60

給与所得者の
年間総収入金額

2021年中の税込収入。2021年1月2日以後に就職(転職)した
人は案内書を参照し推定年収を計算のこと

年金所得者の
年間総収入金額

2021年中の税込収入。2021年1月2日以後に受給開始した人
は年金証書の支払年金額、遺族等非課税年金は除く。

その他の所得者の
年間総収入金額

2021年中の総所得
2021年1月2日以後、開業
(転業した人は案内書を参照
し推定所得を計算のこと

なまえ
A
弘

2

3

3

1

0

8

0

円

なまえ
B
なまえ
B

円

なまえ
C
咲

1

3

0

0

0

0

円

なまえ
D
なまえ
D

円

なまえ
E
一郎

1

5

4

7

0

0

円

年間総収入金額から年間給与と所得金額を計算する方法(該当する金額の欄で計算)

年間総収入金額	年間給与と所得金額
551,000円未満	0円
551,000円以上 1,619,000円未満	「年間総収入金額－550,000円」で求めた金額
1,619,000円以上 1,620,000円未満	1,069,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	1,074,000円
1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を 「4」で割り、千円未満 を切り捨てた金額を、 右表のaとする。
1,800,000円以上 3,600,000円未満	⇒ 「a × 2.4 + 100,000」で求めた金額
3,600,000円以上 6,600,000円未満	⇒ 「a × 2.8 - 80,000」で求めた金額
6,600,000円以上 8,500,000円未満	⇒ 「a × 3.2 - 440,000」で求めた金額
8,500,000円以上	「年間総収入金額 × 0.9 - 1,100,000」で求めた金額

年間給与と所得
A1449600円

年間給与と所得
B円

年間給与と所得
C1000000円

年間給与と所得
D円

年間給与と所得
E1547000円

年間総収入金額から年間年金所得金額を計算する方法(該当する年齢・金額の欄で計算)

年間総収入金額	受給者の 年齢	年間年金所得金額	年間年金総収入金額 (a)	年間年金所得金額
60万円未満	65歳未満の方	0円	60万円未満	0円
130万円未満	65歳未満の方	「(a)－110万円」 で求めた金額	130万円未満	「(a)－60万円」 で求めた金額
130万円以上 410万円未満	65歳以上の方	「(a) × 0.75 －27万5千円」 で求めた金額	130万円以上 410万円未満	「(a) × 0.75 －27万5千円」 で求めた金額
410万円以上 770万円未満	65歳以上の方	「(a) × 0.85 －68万5千円」 で求めた金額	410万円以上 770万円未満	「(a) × 0.85 －68万5千円」 で求めた金額
770万円以上	65歳以上の方	「(a) × 0.85 －68万5千円」 で求めた金額	770万円以上	「(a) × 0.85 －68万5千円」 で求めた金額

年間年金所得
C1000000円

年間年金所得
D円

年間年金所得
E1547000円

※その他の所得は、このままです

☆ 次のページへ進む ☆

★ 前のページの続き ★

年間給与所得 ↓	年間給与所得 ↓	年間給与所得 ↓	年間年金所得 ↓	年間年金所得 ↓	年間所得
A 1449600円	B	円	C 100000円	D	E 1547000円

下記の該当する控除額の合計額を記入してください。(各控除の内容については、申込案内書P. 14を参照してください。)

①同居予定者および 遠隔地扶養親族控除	②老人控除対象配偶者 ③老人扶養控除	④扶養親族控除	⑤障害者控除	⑥特別障害者控除	⑦寡婦控除	⑧ひとり親控除
入居しよとする親族 (申込者本人を除く、 および遠隔地扶養親族	扶養親族で70歳以上 の 人	扶養親族で16歳以 上、23歳未満の人	障害者の人	特別障害者の人 ・身体障害者手帳 1級または2級 ・療育手帳総合判定「A」 ・精神障害者保健福祉手帳 1級	寡婦で、上記計算後所 得のある人 (27万円未満のときは その額)	税法上のひとり親控 除を受けている人
38万円×1人=114万円	10万円×1人=10万円	25万円× 人 = 万円	27万円× 人 = 万円	40万円×1人=40万円	27万円× 人 = 万円	35万円× 人 = 万円

年間総所得金額合計	控除額の合計	控除後の年間所得金額
F 3096600円	1640000円	1456600円
← A～Eの合計金額	－	÷ 12 =
		月収額 121383円

月収額が158,000円(裁量世帯に該当する方は214,000円)以下の方は申込みできます。
※一部住宅につきましては月収額が114,000円(裁量世帯に該当する方は139,000円)以下の方は申込みできます。

メ モ

メ モ

案内図



お問い合わせ先

豊中市営住宅募集・管理センター

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1

豊中市役所第二庁舎5階

(阪急宝塚線岡町駅下車徒歩10分)

06-6858-2395

平日: 8時45分～17時15分

定休日: 土日祝